

文京区男女平等センター

Equality

2023
106号

誰もが平等の権利を持つ社会へ

特集 性暴力と性犯罪

Contents

- 令和5年度事業の報告
- 文京区ダイバーシティ推進担当から

不同意性交等罪へ

性的同意を重んじる2023年刑法改正について

セクシャルハラスメントや性加害に関するニュースが関心を集める中、昨年7月13日に、性犯罪関係の大きな法律改正がありました。



藤井 麻莉さん

弁護士

文京区男女平等参画推進会議委員

2度にわたる改正

2017年改正：強姦罪から強制性交等罪に

明治40（1907）年以来、強姦罪とされてきた行為が、平成29（2017）年に強制性交等罪に改正され、その処罰範囲が広がったことは、記憶に新しいのではないのでしょうか。

（1）強姦罪においては加害者が男性、被害者が女性に限られていましたが、改正により、犯罪の行為が性交「等」に拡大し、性別を問わず被害者になりうることも明記されました。また、（2）法定刑の下限が懲役3年から5年に引き上げられ厳罰化がはかられました。他にも、（3）被害者の告訴がなくても起訴ができる「非親告罪」に変更して、被害者が告訴をするか否か選択しなくてはならない精神的負担を軽減し、（4）親など保護する立場にある監護者が、その影響力を利用して18歳未満の人へ行った行為を処罰する規定を新設するなど、強姦罪の不備を是正する大きな改正でした。

2023年改正：強制性交等罪から不同意性交等罪に

もっとも、強制性交等罪では、性交の手段として暴行・脅迫等が必要とされ、これが証明できないと罪に問えないなど、運用において性被害の実態に合わない事例が多く見られました。今回の改正では、性犯罪の本質が自由な意思決定を害する点にあることをとらえ、同意がない性行為が犯罪になることが明確化されました。他にもいくつかの改正点があります。

2023年法改正のポイント

① 「不同意」性交等罪になりました

不同意を示す具体的要件が条文で規定されました。暴行・脅迫のほか、障害、アルコール、薬物、不意打ち、フリーズ、虐待、立場による影響力が原因となって同意がないまま行われる性行為が不同意性交等・わいせつとして処罰されます。

また、条文に「婚姻関係の有無にかかわらず」と明記され、夫婦や恋人同士であっても同意がなければ犯罪に当たる可能性があることも示されています。

② 性的同意年齢を16歳に引き上げ

同意をしているように見える場合であっても、相手が16歳未満の場合罪に問われることを意味します。同年代の行為は除かれます。諸外国に比べて低かった同意年齢を引き上げることで、若者の未熟さにつけ込むことを許さず、子ども・若者の保護をはかるものです。

また、同じく、若者の性被害を防ぐため、わいせつ目的で16歳未満の人に会うことや性的な画像を撮影して送信を求めることを処罰する規定が新設され、これらも犯罪とされました。

③ 性犯罪の公訴時効の5年間延長

公訴時効の延長に加え、18歳未満の被害について、時効の起算点を18歳になった時とする改正が行われました。被害申告が難しい感情や状態に配慮し、被害者保護をあつくるものです。

④ 性的な画像の盗撮を撮影等罪として処罰

正当な理由がなく人の性的な部分・下着・行為などを撮影する行為（性的姿態等撮影罪）と、撮影した画像や動画を人に提供する行為（性的影像記録提供等罪）などを処罰する規定が新たに作られました。相手の許可なくこっそり撮影することや、スマートフォンを使用した下着の盗撮などに厳正に対処できるようになりました。そうした画像や動画を誰かに送ったり、動画サイトにアップしたりすることはもちろん、盗撮されたものだと知りながらスマートフォンやパソコンに画像や動画を保存することも処罰対象となります（性的姿態等影像記録罪）。

性犯罪に関わる法改正の意義

性犯罪が心身に与える損害は甚大です。性別及び理由を問わず、意に沿わない性行為は、大きな恐怖を与え、人の心と体を傷つけ、自信を失わせ、日々生活することさえ困難な状態をもたらします。

ジェンダーの意識も個人の尊重も、現代と全く異なる規範を持っていた明治の時代の強姦罪が、2度の改正を経て不同意性交等罪に変わりました。性加害を、実態に合わせて重くとらえ、属性に関わらず全ての個人の性的意思決定を尊重する方向に進んだ点は評価に値します。

今後の課題

それでもなお、被害者への二次被害や誹謗中傷の問題は大きく、被害を告発しにくい状況は依然として続いています。子どもであっても、されて嫌なことは嫌と言うことができ、万一被害にあった時には安心して相談できる社会の実現が強く求められています。

過去に起こったことを含め、数々の性加害・セクシャルハラスメントの問題が世に問われています。「性加害・ハラスメントは断じて許されない」、「被害者を確実に支援しよう」という、社会認識の大きな変化によるものと感じます。この流れを止めることがないよう、当事者の声に耳を傾けること、子どもへの適切な情報提供を行うことなど、一人一人が取り組んでいけることがあります。

なお、性犯罪に関わる今後の動向としては、子どもに関わる職場で働く人の性犯罪歴を確認する仕組みであるいわゆる日本版DBS制度の導入が注目されています。

『二次被害』を起こさないために 私たちがができること

皆さんは「二次被害」という言葉をご存知でしょうか。今回は、前ページで藤井弁護士が「今後の課題」として取り上げられていた「二次被害」について詳しくお伝えします。

「被害に遭った原因はあなたにもあるのでは?」「本当に嫌なら逃げ切れたのでは?」といった、第三者である周りの人たちからの心無い言動により、性暴力・性犯罪に遭った被害者が精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害を受けることを「二次被害」といいます。二次被害の原因となる言葉には、性に対する偏見や誤った知識、男性／女性はこうであるべきといったジェンダー規範が反映されていることが多いです。これらの言葉は、被害者を傷つけ、自分を責めることにつながります。また、被害者が自分にも非があったと感じ、被害を告白するのをためらったり、やめてしまうことの原因にもなります。

性暴力・性犯罪に遭った被害者に対して、「逃げられたのでは?」「抵抗できたのでは?」といった言葉がかけられることが多いです。しかし、被害に遭っている最中に実際に抵抗したり、逃げ出すことは難しいです。例えば、自律神経の働きにより「人が突然重大なストレスに直面した時、頭の中が真っ白になり、心身が凍り付いたように活動を停止してしまう⁽¹⁾」「凍り付き症候群」の症状が起こり、声を出したいのに出せない、身動きをとりたいたいのにとることができないといったことが起こります。また、これ以上被害に遭わないために、相手に対して抵抗するのではなく、懐柔することを選択する人もいます。力が強く、体格も大きい相手に対して、反撃をしたり、相手から逃げるために逃走を図ることは、現実的に考えて可能ではないため、相手の要求に素直に従ったり、相手の行為に対して反撃や反応をせず、ただ相手の行為が終わるのを待つという行為は、生物学的な反応として正しい反応です。しかし、「これらの行為は『同意』や『誘惑』や『媚』と誤解されやすく、周囲からも批判的にみられやすい⁽²⁾」と指摘されるように、周りの人からの正しい理解を得ることができないという状況があります。

性暴力・性犯罪の被害に遭った人に対して、私たちがすべきことは、「相手の話を否定せずに受け止める」ことです。決して相手を責めたり、疑ったりするのではなく、相手を信じて、そのままの気持ちを受け止めることが大切です。そして、励ましたり、「忘れるべきだ」といったような言葉ではなく、「あなたは悪くない」と伝え、相手が必要とする場合は、警察やワンストップセンター、性暴力・性犯罪被害者支援団体といった適切なケアや措置を受けることができる場所へと繋ぐことが大切です。被害に遭われた方は決して悪くありません。性暴力・性犯罪被害者に寄り添うことのできる社会を目指していきましょう。

(高山)

(1) 田中 嘉寿子 2015、「性犯罪の被害者の供述の信用性に関するあるべき経験則について 防災心理学の知見の応用：正常性 バイアスと凍り付き症候群」、甲南大学法科大学院、『甲南法務研究11』、57-70

(2) 宮地 尚子 『トラウマ』岩波新書、2013、155頁

同意のない性的な行為は性暴力

=私たちは自分自身で、いつ、どこで、だれと、どのような性的な関係を持つかということを決めることができます=

- ・着替えや入浴をのぞかれる
- ・避妊に協力しない
- ・酒類や薬物を使用して性行為をされた

性暴力は若い女性だけがあう？

露出の多い服を着ていたから？

夜遅く暗い道を歩いていたから？

このような思いこみがあります。被害は子ども・男性・高齢者と、年齢、性別にかかわらずあります。場所や時間を問わず発生し、どのような服装でも被害にあうことがあります。加害者の8割は顔見知りです。

被害にあった場合 ●まずは安全な場所、安心できる場所を探しましょう！

- ・妊娠や性感染症が心配 → 被害から72時間以内に緊急避妊薬（アフターピル）を服用することで、望まない妊娠を防ぐことができます。なるべく早く医療機関を受診しましょう。
- ・飲食物に薬物が入っていたかも → 記憶があいまい、身体が思うように動かないという場合。薬物によっては数時間から数日間で体外に排出されるので早く医療機関での受診が望ましいです。
- ・不安、眠れない、落ち着かないなど → ショックな経験をしたことにより様々な反応が出ます。

ワンストップ支援センター：医療機関の紹介や同行、医療費の助成があります。
また回復のために何が必要か一緒に考えていきます。

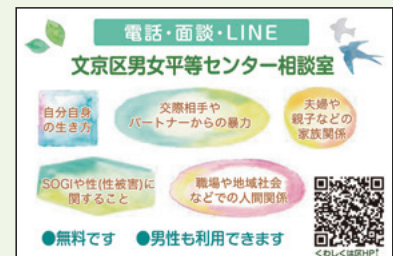
被害後しばらくたって、眠れない、不安や恐怖で落ち着かないなどの変化が続く場合があります。本人の気持ちを第一に、ワンストップ支援センターでカウンセリングなどの支援を受けることができます。妊娠や性感染症などについても相談できます。

◎性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

#8891 または **0120-8891-77**

◎警察の性犯罪被害者相談電話

ハートさん
#8103



警視庁の支援制度

- ・犯罪の被害でけがなどにより診察が必要な場合、診察料などの助成
- ・性犯罪の被害にあった方への産婦人科などの紹介（協力医療機関制度）
- ・カウンセリング

家族や友人、知人が被害にあった場合

私たちができること

- ・被害者が安全な場所にいるかを確認
- ・「あなたは悪くない」と繰り返し伝える
- ・気持ちを丁寧に聞いてそのまま受け止める

私たちが気をつけること

- ・被害者の話を疑ったり否定したりしない
- ・被害者を責めない
- ・被害者の意思や気持ちを大切にせず、よかれと思って一方的に助言や話を進めたりしない

令和5年度（2023年度）文京区男女平等センター事業 一覧

事業	内容	開催日
男女共同参画週間記念イベント	映画「この星は、私の星じゃない」 トーク 生きてゆくということ!!	6月3日
利用者懇談会 ① ②	① 午後開催 ② 夜間開催	① 6月16日 ② 11月9日
社会参画支援事業 プラスワンセミナー	I 国際情勢をふまえ 今、あなたに伝えたいこと	7月8日
	II やってみたいくなる防災術 ～アウトドアから学ぶ新しい知恵～	8月5日
	III 「女性視点」で災害対応力を高めよう	9月8日（中止）
	IV 避難生活で「命と健康」本当に守れますか？ ～子ども、女性、障がい者、高齢者などの視点から～	2月17日
家庭生活への参画支援事業 ① ② ③	①② パパと子どものクッキング ～パパとつくろうフランス料理～	① 7月29日 ② 7月30日
	③ 男のクッキング ～栄養を考えたお手軽ごはん～	③ 12月2日
登録団体企画助成事業	語り継ぐ 絵本「ひろしまのピカ」	8月20日
区政を知る事業 ① ②	① 女性のライフステージと健康 ～正しく知って体と心を守ろう～	8月29日
	② 始めませんか！質の良い睡眠をとるために ～健康づくりのための睡眠12か条～	1月30日
第38回男女平等センターまつり	～きのう きょう あしたへ～ “今こそ平和と平等を、この地から”	10月28日・29日
配偶者等暴力防止啓発事業	配偶者暴力（DV）と子ども ～「面前DV」という虐待が及ぼす影響～	11月11日
登録団体活動フェア	「レッツビギン」、「水引の会」、「ぶんぶんフォーラム」 の活動報告	2月22日
女性活躍推進事業	ジェンダー関連映画「ある職場」の上映会 & 船橋監督と藤井弁護士によるトーク	3月9日
男女平等センター利用者アンケート	男女平等センター利用者によるアンケート	2月5日～3月4日
広報誌 Equality “誰もが平等の権利を持つ社会へ”	104号 The change of life	8月31日発行
	105号 まつり特集	12月31日発行
	106号 性暴力と性犯罪	3月29日発行

男女共同参画週間記念イベント

女性解放は大事だけれど 嵐の解放はもっと大事
嵐のライブは第一に
自分の自由や幸福のために 嵐を解放しよう！
嵐の嵐から「この星は、私の星じゃない」と
と向きつづ不器用に 全身で
この星に支えられてきた嵐、田中実津17歳
ご自分も誰かにも 力になって生きてきた

ドキュメンタリー映画
この星は、私の星じゃない

田中 実津 米津 知子 小泉 らんらん 吉野 菜 上野 千鶴子 伊藤 由紀夫
監修 船橋 監督 船橋 監督/脚本 船橋/脚本 船橋/脚本 船橋/脚本 船橋/脚本 船橋/脚本 船橋/脚本 船橋/脚本 船橋/脚本 船橋/脚本

トーク
生きてゆくということ!!
～主演の田中実津 本人が語ります！～
※文京区生まれ・関係者として 女性の心身と向き合い、ウーマンリブを牽引した第一人者

日時 **6月3日(土)14:00～16:00**
14:00～15:30(開場13:30) 日本語字幕付
15:40～16:00(予定)

入場無料

Equality 104号掲載

文京区男女平等センター事業 2023 配偶者等暴力防止啓発事業

配偶者暴力(DV)と子ども
～「面前DV」という虐待が及ぼす影響～

日時: **11月11日(土)**
15:00～16:30 開場 14:30

講師: **工藤 宏子さん**
文教大学大学院人間科学研究科講師
NPO法人女性ネット saye-saye 子ども相談員
臨床心理士

会場: 文京区男女平等センター研修室 A
定員: 30名(当日先着順) **入場無料**

Equality 105号掲載

プラスワンセミナー

講演を受けて帰るときに、あなたに何かひとつプラスになることを願って行っているセミナーです

プラスワンセミナーⅠ 文京区男女平等センター事業2023

国際情勢をふまえて 今、あなたに伝えたいこと

日時：7月8日(土)
14:00～15:30
(開場：13:30)

講師：UN Women 日本事務所長
石川 雅恵 さん



Equality 104号掲載

プラスワンセミナーⅡ 文京区男女平等センター事業2023

やってみたくなる防災術

～アウトドアから学ぶ新しい知恵～



日時：8月5日(土)
14:00～15:30
(開場：13:30)

講師：あんどう りす さん
アウトドア防災ガイド



会場：男女平等センター研修室 A

定員：50名(当日先着順)



無料



体験中

プラスワンセミナーⅣ 文京区男女平等センター事業2023

避難生活で「命と健康」本当に守れますか？

～子ども、女性、障がい者、高齢者などの視点から～

日時：2月17日(土)
10:00～11:30
(開場：9:30)

講師：浅野 幸子 さん
減災と男女共同参画
研修推進センター 共同代表



会場：文京区男女平等センター研修室 A

定員：40名(当日先着順)

無料

プラスワンセミナーⅡ 講師：あんどう りす さん 参加者の声

- 大変参考になりました。マンション住まいなので日ごろの疑問も解消しました。トイレと水が一番大事ですね。
- 水圧での歩行の体験、思っているより、前にまったく足が出ないことがわかった。非常用トイレは常備しているが、コーヒーを代替で使用し、かたまり具合など見られてよかった。使用後の処理が大事なことも理解できました。

プラスワンセミナーⅢで予定していました浅野幸子さんによる講演が台風のために中止となりましたが、プラスワンセミナーⅣにて開催することができました。

浅野さんは、阪神淡路大震災、新潟中越沖地震、東日本大震災、熊本地震の実例を引用しながら、分かりやすく説明してくださいました。

①男女共同参画視点を踏まえた対策を取り入れることの重要性

- 避難所運営・復興計画作成には女性も参画
- 性別役割分業にしない(炊き出しは無償、片付けは有償など)
- 女性や障がい者が参画し、栄養、衛生、育児、介護等の経験、知識を反映させる
- 介護、炊き出しを女性だけに任せず男性も一緒に
- 意思決定の場に女性が少ないと、必要な物資が的確に提供されにくい
*生理用品・赤ちゃんのおむつ・ミルク・介護用品など

②ジェンダーに配慮した運営でプライバシーを守る

- 高齢者・要介護者・障がい者・妊産婦・乳幼児・難病者・性的マイノリティ・外国人、慢性疾患・アレルギー疾患など
- 人権を尊重して安全安心を確保
 - 女性用品の配布は女性が担う

③安全面に配慮した対策を

- 開設時から授乳室、男女別のトイレ、洗濯物干し場、更衣室を別々に設置
- 性暴力、ハラスメント、DVが起きやすいので暴力防止対策に男女が一緒に対応
- 専門機関と連携→警察、男女共同参画センター、保健所など
- 2人1組での巡回警備や、防災ブザーの配布

家庭生活への参画支援事業

男女平等を実現するためには、男性の家庭生活への参画が不可欠です
その視点から企画しているイベントです

家庭生活への参画支援事業 文京区男女平等センター事業 2023

**パパとつくろう
フランス料理**

日時：7月29日(土)・30日(日)
10:00~13:00
講師：奥山 まゆみ さん(料理研究家)

献立：ピソソワーズ《冷製じゃがいものポタージュ》
パンパルジュ《フレンチトースト》
サラダ・デザート《カリカリバナナ》

家庭生活への参画支援事業 文京区男女平等センター事業 2023

男のクッキング
—栄養を考えたお手軽ごはん—

日時：12月2日(土)
10:00~13:00
講師：奥山 まゆみ さん(料理研究家)

献立：さつま芋の炊き込みご飯・季節のきのこ汁
照り焼きチキン(秘伝のたれを伝授)
マカロニサラダ・小松菜と油揚げのお浸し



参加者の声

- ①パパと作るフランス料理**
すごいたのしかった。おいしかった。こんなのがつくれたなんて、すごかった。
- ②男のクッキング**
妻よりの強い(笑) すすめにより参加しました。今後の調理に対して非常にモチベーションが上がりました。同じメンバーで目的を達成し、達成感大です。



区政を知る事業

私たちが暮らす文京区の区政を、男女平等の観点から、これまでより少しでも詳しく知るために企画している事業 テーマに沿った区の担当者からの講義です

区政を知る事業 文京区男女平等センター事業 2023

女性のライフステージと健康
~正しく知って体と心を守ろう~

日時：8月29日(火)
14:00~15:30(開場 13:30)

講師：文京区保健衛生部健康推進課 保健師
会場：文京区男女平等センター 研修室 A
対象：どなたでも
定員：30名(当日先着順)

無料

区政を知る事業 文京区男女平等センター事業 2023

始めませんか! 質の良い睡眠をとるために
~健康づくりのための睡眠 12 か条~

日時：1月30日(火)
14:00~15:30(開場 13:30)

講師：文京区保健衛生部健康推進課 保健師
会場：文京区男女平等センター 研修室 A
対象：どなたでも
定員：30名(当日先着順)

無料



参加者の声

- 資料も説明も大変分かりやすく、睡眠の働きをきちんと知ることができました。
- 日中眠くならなければ大丈夫と言っていただけて安心!
- グループに分かれての話し合いは、活気があって良かったです。

登録団体企画助成事業

登録団体企画助成事業 文京区男女平等センター事業 2023

語り継ぐ 絵本 **「ひろしまのピカ」**
丸木 俊作

日時: 令和5年8月20日(日) 14:00~16:00

朗読: 岡崎 弥保 さん(俳優・語り手)

会場: 文京区男女平等センター 研修室 A

定員: 60名(当日先着順) **入場無料**

問合せ先: 文京音訳講習 0B会

原画スライド上映
絵本朗読
☆ 対象: 小学3年生以上 ☆

参加者の声

- 岡崎さんの声と話し方に感動しました。言葉の魅力に取りつかれました。
- 朗読、すばらしかったです。目を閉じていてもその光景がイメージできました。広島・長崎のこともっと知っていかなくてはと思いました。
- 過去にあったことは知る必要があるし、語り伝えることは大切です。



登録団体活動フェア



レッツビギン



水引の会

2月22日に開催された「登録団体活動フェア」では、3団体の代表から活動の報告がありました。とても興味深く楽しいプレゼンテーションでした。1986年から38年間活動を続けている「レッツビギン」はストレッチ体操を紹介、参加者も笑顔で実践。講師の創意工夫の指導と健康体になった喜びが継続の力となっているそうです。「水引の会」からは、「日本古来の水引を通して人と人を結ぶことが出来ています！」と諸外国の方にまで広がる様子を語っていただきました。発足から4年目の「ぶんぶんフォーラム」は、SDGsを相互に学びあいながら身近なところからの変化を目指して活動しています。インスタグラムでの配信もされています。終了後も、水引の作品や江戸のエコ文化のパネルの前でにぎやかな交流ができました。



ぶんぶんフォーラム

女性活躍推進事業

女性活躍推進事業 **入場無料**

**“あなたは悪くない、我慢しないでいい”
～ 社会に潜むジェンダー不平等 ～**

ジェンダー関連映画 **「ある職場」** の上映会 & 松橋監督と藤井弁護士によるトーク
(トークのみ手話通訳あり)

映画「ある職場」のポスター画像

映画監督: 松橋 淳さん
弁護士: 藤井 麻莉さん

with English subtitles

日時: 2024年 **3月9日** 13:00~16:00 (開場 12:30)

内容: 映画上映135分(英語字幕あり)、トーク30分

場所: 文京区男女平等センター 研修室 A

定員: 80名(当日先着順) 対象: どなたでも

実際に起こったセクシャルハラスメント事件を基に構成された作品です。上映後に松橋監督と藤井先生によるトークがありました。日本の男性中心社会に違和感を感じた監督が「男女の不平等についていつか絶対に描きたい」という思いで作った映画で、未だに日本社会に潜んでいるジェンダー不平等が描かれています。製作秘話や映像手法など、藤井先生との掛け合いで話は盛り上がりました。法律からの視点もお聞きできて、作品についてより理解を深めることができました。改めてハラスメントについて考える機会となりました。



CHOICE FES BUNKYO ～自分の人生を自分で選択できる世界へ～

を開催しました！

日時 令和6年2月23日(金・祝)午前11時～午後5時30分

会場 東京ドームシティ ラクーア4階イベントスペース

講師 文京区 ILADY.ピア・アクティビスト

(「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(SRHR・性と生殖に関する健康と権利)」を学び、同世代に自分らしい生き方を啓発する若者)

3月8日の国際女性デーに先駆けて、文京区 ILADY.ピア・アクティビスト(以下「ピア」という。)が、東京ドームシティ ラクーアの来館者に、自分らしい生き方のヒントをお届けしました。

参加者は、パートナーシップ/ジェンダー・セクシュアリティ/月経のテーマから一つを選び、ピアとのミニワークを通して、ご自身の日ごろの「性」のチョイスについて振り返りました。

おひとりの方から、友達同士やカップル、親子連れなど多くの方々にお立ち寄りいただき、普段「性」についてなかなか話すことのない方々にも、SRHRを自分事として考えていただく貴重な機会となりました。



国際女性デー シンポジウム

ジェンダー平等の現在とこれから ～みんなでデザインする自分色の未来～

を開催しました！

日時 令和6年3月8日(金)午後1時～午後3時50分

会場 区民センター 3-A会議室

講演 福岡 史子氏 (UN Women (国連女性機関) 日本事務所長)

パネルディスカッション

金谷 亜美氏 (NewsPicks for Kids編集長)

佐渡 加奈子氏 (認定NPO法人カタリバ)

西村 優子氏 (株式会社リクルートホールディングス 人事統括部 部長/サステナビリティ
リテランスフォーメーション部 部長/IR ESGコミュニケーション)

福岡 史子氏 (UN Women日本事務所長)



活動発表 UN Women日本事務所、文京区 ILADY.ピア・アクティビスト、福岡女子商業高等学校

《講評》鈴木 美穂氏 (元UNIDO官民連携コンサルタント)

滝澤 三郎氏 (ケアインターナショナル・ジャパン副理事長)

竹内 明日香氏 (一般社団法人アルバ・エデュ代表理事)

モデレーター 本間 正人氏 (NPO学習学協会 代表理事)

国連は、1975年の国際婦人年において、3月8日を国際女性デーと決めました。20世紀初頭の北米とヨーロッパにおける運動に端を発し、途上国と先進国の双方で、国際的な女性運動が広がってきました。国際女性デーは、一般の女性たちが達成してきた成果、そして勇気と決断をたたえる日として、全世界で記念イベントが開催されています。区もこの趣旨に賛同し、シビックセンター1階にあるUN Women日本事務所と共催し、シンポジウムを開催しました。

1部の講演では、UN Women日本事務所長の福岡氏に、ジェンダー平等の現状やUN Women日本事務所の取組、今年の国際女性デーのテーマについてお話をいただきました。2部のパネルディスカッションでは、様々な分野で活躍している女性にお集まりいただき、モデレーターの本間氏の軽快な進行とともに、ご自身のキャリアや、社内での女性活躍推進に係る取組、性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)等について、時には参加者を交えながら意見を交わしました。3部の活動発表では、ジェンダー平等推進に取り組む学生3組が、国連でのインターンや、SRHRの啓発、学内での生理休暇の導入など、それぞれの経験から学んだことを発表し、若者の力強い姿に会場全体がエンパワーされました。

文京区女性のエンパワーメント原則（WEPs）推進事業所のご紹介

文京区は、女性のエンパワーメント原則（WEPs）に沿い、地域と連携して、女性の活躍を推進し、男女平等参画の実現を目指して取り組む事業所を募集し、「文京区女性のエンパワーメント原則推進事業所」として登録しています。

女性のエンパワーメント原則とは、2010年に国連グローバル・コンパクトとUNIFEM（現UN Women）が作成した、女性が社会的にその力を発揮できる環境の整備に企業が積極的に取り組むための行動指針です。

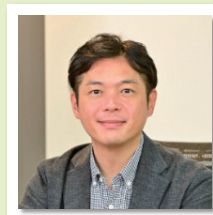
今回はこの「文京区女性のエンパワーメント原則推進事業所」の登録事業所である、株式会社ビッグルーフの取組をご紹介します。

株式会社ビッグルーフ

<http://www.bigroof.co.jp/>



ビッグルーフHP



代表取締役社長
新見 晃久

私たちビッグルーフは、建築を通してお客様と共に困難を解決する会社です。私たちは、多様な人材がいるからこそ、多様な視点を持ち難しい課題を乗り越えることができると考えています。

事業内容

学校・公営住宅などの公共施設から、オフィス・店舗・個人邸のリフォーム工事まで建築工事を幅広く請け負っております。

女性の活躍推進のための取組

- 各部署で女性社員活躍中です。女性役員・女性管理職も在籍しています。
- 女性用作業着を完備し、現場に女性用トイレを設置しています。



誰もが働きやすい職場づくりのための取組

- **フレックスタイム制の採用**
建築部では現場の状況に合わせ、働き方を柔軟に対応できるようにフレックスタイム制を採用しています。スマートフォン・タブレットを支給しており、現場で勤怠の申請が可能です。
- **育休制度の運用**
男女問わず育休を取得できる環境を整備しています。（男性社員の育休活用実績あり）
- **ビジネスチャット（LINE WORKS）の導入**
異なる働き方や多拠点にいる社員同士が柔軟にコミュニケーションを取れる環境を作っています。
- **DX推進**
デジタル環境を整備し働きやすい環境を整備しています。またテクノロジーを積極的に活用し、お客様へオンラインの価値をご提供できるようDXを推進しています。

環境保全のための取組

- **地域のクリーンプロジェクト（ボランティア活動）**
私たちビッグルーフは文京区内で、工事を請け負わせて頂いております。これからの建設は建物を建てるだけでなく、地域貢献も大切と考えています。



文京区では、女性の活躍を推進する事業所を随時募集しています。申込方法等詳細は、区ホームページをご覧ください。

区HP▶



『佐々木静子からあなたへ 女のからだと医療・性暴力・人権』

著者：佐々木静子 編者：「佐々木静子からあなたへ」編集委員会／教育資料出版会

特集で「性暴力と性犯罪」を取り上げました。その際、何冊かの本を手に取りましたが、今回紹介する本はそのうちの1冊です。著者の佐々木静子さんは生涯をかけて女性の医療と性暴力の問題に取り組んできました*。佐々木さんはたくさんの文章を書かれ、インタビュー等も受け、医学監修をされた実用書も何冊かありますが、それらを1冊の本にまとめることはありませんでした。そこで佐々木さんと関わりのあった方々が、佐々木静子という一人の産婦人科医師が73年の人生をどう生きぬいたかを一人でも多くの人に知ってほしいという思いからこの本ができあがりました。

*佐々木さんは、利益を上げるため患者をだまし不必要な摘出手術を7年以上行っていた事件（富士見産婦人科病院事件）と関わることになります。この事件との関わりを契機に活動はどんどんと広がっていきました。ご自身の理想の産婦人科医療を実践するために「まつしま病院」を設立し、同じころに性暴力被害者支援などを始めています。



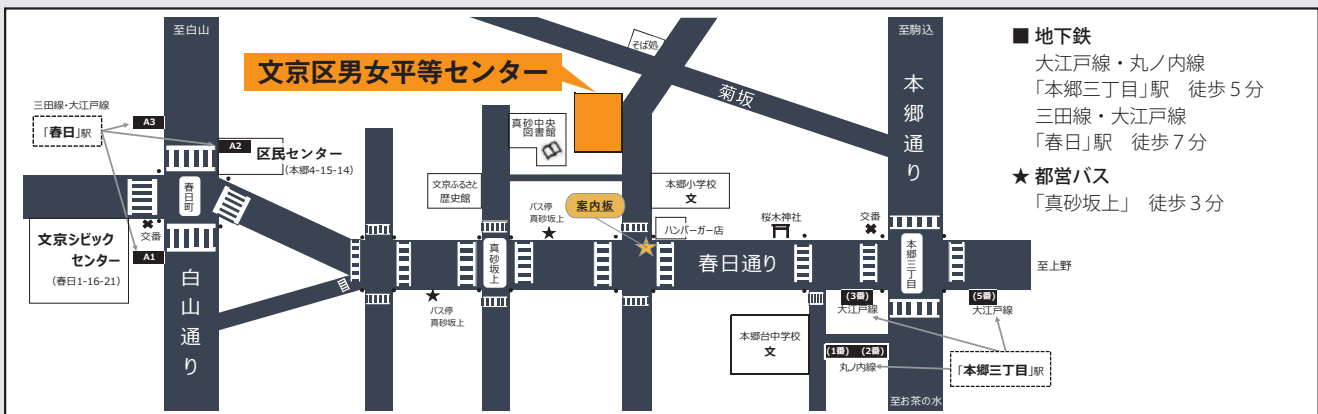
これからのセンター事業の予定

■男女共同参画週間記念イベント 6月8日（土）13：30～

文京区男女平等センター 研修室A

映画「ミモザウエイズ」上映 & 解説（予定）

「ミモザウエイズ」は100年の日本女性史を紹介しています。4人の女性が女性の権利を知るために旅に出ます。



編集後記

今号では、特集「性暴力と性犯罪」と、今年度事業の総括を掲載いたしました。

性暴力やセクシャルハラスメントが無くなりません。生み出される背景には、今なお続く男女不平等な社会、男性を優位とする根強い慣習やアンコンシャスバイアスなどがあります。性被害に対する偏見や無関心を変えていく必要もあります。今後も、ジェンダー平等に向けての啓発活動や事業を行ってまいります。

2024年3月29日 発行 文京区女性団体連絡会会長 千代和子

編集担当 広報部

〒113-0033 文京区本郷4丁目8番3号 Tel.03-3814-6159 Fax.03-5689-4534

文京区男女平等センターは文京区女性団体連絡会が指定管理者として管理・運営しています。